

令和 2年 9月30日
(2020年)

業 者 各 位

技 術 管 理 課

専任の監理技術者に関する取扱いについて

改正建設業法が令和2年10月1日から施行されることに伴い、専任の監理技術者について、以下のとおり取り扱うこととします。

●専任の監理技術者の兼任について

予定価格が6,000万円（建築一式工事は7,000万円）以上又は下請金額合計が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上の工事に置く専任の監理技術者について、以下の条件を全て満たす場合は、他の工事現場を兼任することができます。

兼任を認める条件

- 1 兼任する工事の件数が**2件まで**であること。
- 2 それぞれの工事現場に「**監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）***」を配置させること。

※監理技術者を補佐する者とは、次に掲げる者です。なお、令和3年4月に技術検定制度が改正されるまでは、監理技術者となる要件を満たす者に限ります。

建設業法施行令第28条（監理技術者の行うべき職務を補佐する者）

法第26条第3項ただし書の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督であって監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者
- 二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

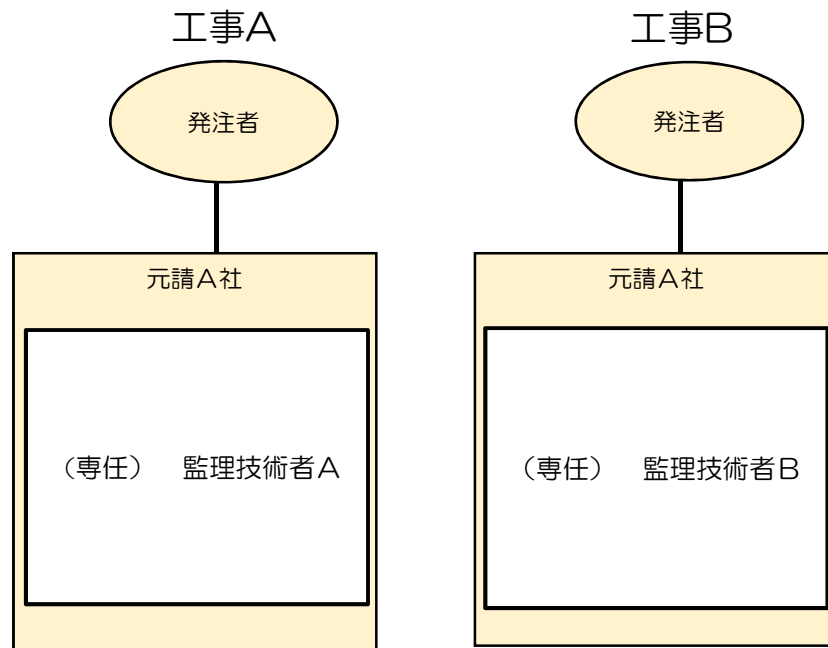
施 行 日 令和2年10月1日施行

監理技術者の専任の緩和（建設業法第26条）

※令和2年10月1日施行

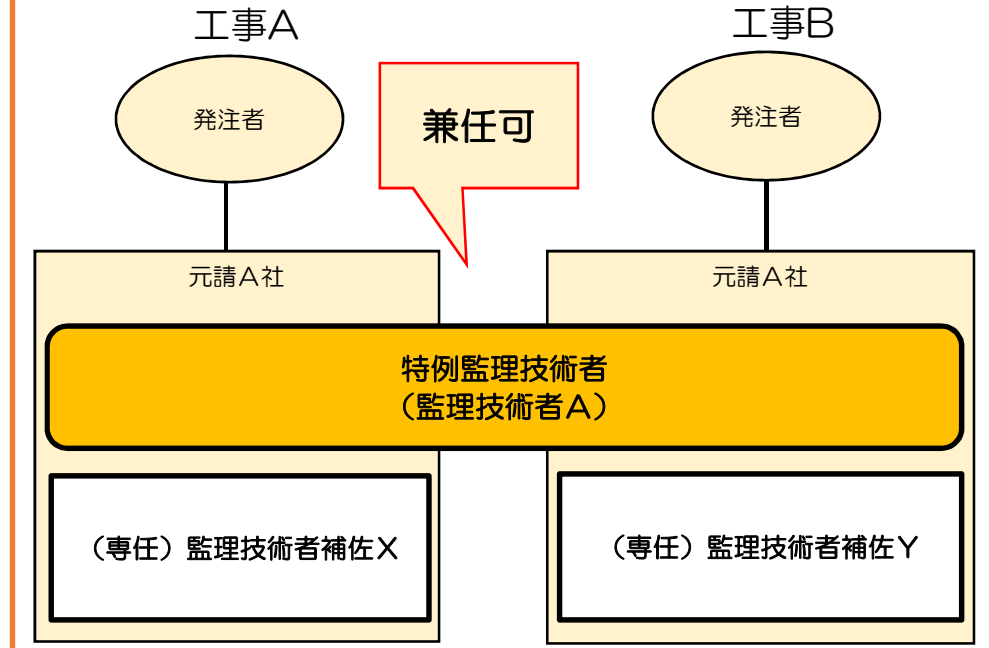
【現状】

- 予定価格6,000万円（建築一式工事7,000万円）以上又は下請金額合計4,000万円（建築一式工事6,000万円）以上の工事については、監理技術者は現場に「専任」の者でなければならない。



【改正後】

- 監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）として政令で定める者を「専任」で置いた場合には、監理技術者の兼任を認めることとする。（兼任できる現場は2現場まで。）
- 政令で定める者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること。



※ R3.4に技術検定制度が改正されるまで、（専任）監理技術者補佐になれる者は、現在、監理技術者となる要件を満たす者に限ります。